

第11回教育委員会会議録

1日 時 平成28年11月25日(金) 開会：14時30分
閉会：16時25分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階 会議室 及び 委員会室

3出席委員 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員 中馬好行教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長補佐 人権教育課長 学校教育課長 学校給食課長
出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当課長補佐、教育政策担当係長

6議事日程等

| 日程順位 | 件 名 |
|------|-------------------------------------|
| 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 2 | 議案第20号 周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について |
| 3 | 議案第21号 平成28年度周南市一般会計補正予算要求について |

- 7 委員会協議会 (1) 12月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
(2) 成人式の開催について (生涯学習課)

| | |
|---|----------------|
| 1 | 会議録署名委員の指名について |
|---|----------------|

教育長 　ただ今から「平成28年第11回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従い、進めてまいります。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと大野委員さん」にお願いします。

| | |
|---|-------------------------------------|
| 2 | 議案第20号 周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について |
|---|-------------------------------------|

教育長 　続いて、日程第2、議案第20号「周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案第20号、周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号により「教育委員会規則の制定又は改廃に関する事」は教育委員会の権限とされており、お諮りするものでございます。

本議案は、昨年12月の教育委員会定例会において決定いただきました「周南市教職員住宅及び教育長住宅施設分類別計画」において、教職員住宅として用途廃止の方向性を示した住宅のうち、施設管理の総括部署である市長部局の施設マネジメント課との協議を終えたものについて、規則の整理をするものであります。

教職員住宅及び教育長住宅は、現在57戸を管理しておりますが、主に通勤が困難である教職員に対し、設置された住宅であることから、多くの住宅が中山間地域に配置されており、しかも、2戸の例外を除き、いずれも築後30年以上経過した老朽化が著しい状況にあります。

また、老朽化した施設であることに加え、教職員住宅等が整備された当時と異なり自家用車通勤が可能となったことから、非常に低い利用率となっております。

こうした現状から、今後も、使用されず設置目的を終えた教職員住宅を漫然と維持し続けるのではなく、転用や施設解体後の土地の有効活用を目指すことで、遊休資産の有益な活用に資していくための計画として策定した施設分類別計画であります。この計画の中では、離島という特殊な立地条件にある大津島地区の住宅を除く教職員住宅は、その設置目的を終えたものとして用途廃止の方向性を示したところであります。

それでは、議案の内容について、議案書の2ページから6ページまでの内容を、本日配付させていただきました「議案第20号資料」を用いてご説明いたします。

まず、周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則の第1条では、資料の2段目の青色に着色いたしております向道地区の教職員住宅について、老朽化が著しく近隣の居住環境の保全のために解体撤去することが決定したことから、10月1日に遡って用途廃止を行うものであります。

次に、第2条では、資料で黄色に着色いたしております大島地区教職員住宅及び大津島地区教職員住宅の内、住宅番号10番から19番までのもの、都濃地区教職員住宅の内、26番から28番までのもの、和田地区教職員住宅、そして、鹿野地区教職員住宅の内、61番、62番の住宅について、いずれも普通財産の管理部署である市長部局の施設マネジメント課等との協議を終え、合意に達しましたことから、本年の12月1日付けで所管換の手続を行うために、規則改正をするものであります。

なお、資料でピンクに着色いたしました大津島地区教職員住宅の合計5戸につきましては、今後も教職員住宅として適切な管理を行っていくこととしており、また、その他の無着色の教職員住宅等に関しましては、現在居住者がいらっしゃったり、あるいは借地契約の解除のために住宅の解体が必要なため等の理由により、本年度中に教職員住宅としての用途を廃止する目的で規則改正を行う本議案の対象とはしていないところであります。

議案第20号の説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

池永委員 先ほど、普通財産に所管換という説明がありました詳しく教えていただけますか。

教育政策課長 土地や建物の不動産など財産を大きく分けると、行政財産と普通財産に分類されまして、行政財産と言うのは、この教育委員会の庁舎のように、目的を持って公用で使用したり、公民館のように公共用に市民の皆さまに使用していただいているものです。

現在、教職員住宅も教職員の方々に使っていただくという目的を持っておりますので、行政財産という位置づけです。これを普通財産に所管換をすると説明させていただきましたが、普通財産というのは目的を持っていない財産ということになりますので、貸付もできますし、売り払うこともできます。

教職員住宅に関しましては、大津島住宅を除いては、老朽化もしており使用できる住宅も少なく、行政目的は既に達成し、利用しないということで、行政財産から普通財産に所管換をして、普通財産として、市民から貸付要望があれば貸付をしたり、売却対象にさせていただくものです。

主に、行政目的は終了し老朽化した建物は、解体して台風などで近隣にも影響がないようにいたします。

鹿野地区にある住宅の一部は、築後18年で比較的新しい住宅ですので、有効活用ができるよう検討を進めておりますが、その他の住宅は解体が中心になろうと考えております。

規則を改正して、行政目的を失ったものとして変更し、普通財産に換えていくものでございます。

教育部長 教職員住宅は教育財産でございますが、教育財産でなくなったら用途廃止という文部科学省の指導もありますので、そういったことから所管換を進めるものです。

池永委員 普通財産になっても、管理は教育委員会が行うのですか。

教育政策課長 教育財産のままであれば、教育委員会が管理することになりますが、用途を失ったということで規則改正することで、今後は市長部局の方で管理を行い、売却や処分も検討していくことで、財産の有効活用を行っていくこととなります。

休校となった学校、また廃校となった学校の身近な例で申しますと、昨年度、廃校になった翔北中学校がございまして、休校中は、教育財産ですので教育委員会が行政財産として、地元の方々に草刈等もお願いしながら、学校の施設として管理を行っていましたが、廃校の手続をして、教育財産から普通財産にさせていただきました。

これによって、市長部局に普通財産としてお返しいたしました。

現在は、地域の産業支援ということもありましてアニメーション等を制作される企画会社の方に貸付を行っております。

教育という目的から、今度は地域振興という目的の財産に変わったという例でございます。休校中は、学校施設として、教育委員会がしっかり管理して、廃校になれば次の用途をしっかり考えていくことになります。

教育長 他に何か、質問はございませんか。
それでは、議案第20号を決定いたします。

| | |
|---|--------------------------------|
| 3 | 議案第21号 平成28年度周南市一般会計補正予算要求について |
|---|--------------------------------|

教育長 続いて、日程第3、議案第21号「平成28年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件について、各課より説明をお願いします。

最初に教育政策課からお願いします。

教育政策課長 議案書7ページ、議案第21号、平成28年度周南市一般会計補正予算要求についてご説明いたします。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第12号により「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること」は教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

今回の補正は、教育委員会事務局で所管します予算のうち、歳入で2億6273万2千円を、歳出で3億988万5千円をそれぞれ増額するとともに、学校施設の改修事業に係る繰越明許費の設定及び徳山駅前図書館の開館や(仮称)西部地区学校給食センターの整備に係る債務負担行為の追加について、市長に意見を申し出るものでございます。

なお、議案書の9ページ以降の補正予算の事項別明細書の右端の欄に、予算の所属課を表記いたしておりますが、各事業費に係る補正予算の詳細につきましては、各課よりご説明いたします。

まず、教育政策課の所管事務に係る補正予算でございます。

議案書の10ページをお開きください。

歳出予算の補正であります。

「教育費」、「教育総務費」、「事務局費」における「職員給与費等」及び「特別職給与費等」の1103万3千円の減額は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等によるものであります。

ご承知のとおり、本市職員の給与改定は、民間給与との格差を埋めるために出される人事院の勧告に準じて改定を行っているところですが、今回は、民間給与との格差0.17%を埋めるために、本年4月1日に遡って適用される給与表の改定並びに12月期の勤勉手当の支給率を0.1月分増額する改定を行うものであります。

次に、「小学校費」、「小学校管理費」に係る増額補正につきましては、需用費と役員費を合せて1460万円を、議案書の11ページ最上段の「中学校管理費」につきましても同じく950万円を増額いたしておりますが、これらはいずれも、学校施設の修繕に係る経費

や、安全点検等の手数料などの維持管理経費の不足分として計上したものでございます。

また、議案書10ページの下段に記載しております「小学校建設費」の2億596万2千円、及び、11ページの「中学校建設費」5693万8千円の増額補正は、経済対策を主目的として行われました国の平成28年度第2次補正予算の編成において、次年度に実施予定でありました本市の学校施設の整備事業が認定され、交付金の内示決定通知を受けましたことから補正するものであります。

「小学校建設費」につきましては、湯野小学校と大河内小学校の屋内運動場における非構造部改修工事、いわゆる吊り天井の工事で、富田東小学校教室棟のトイレ改修工事、今宿小学校教室棟の外壁改修工事を予定いたしております、そして、「中学校建設費」におきましては、周陽中学校教室棟のトイレ改修工事を実施することといたしております。

なお、これらの事業に充当する財源といたしまして、議案書9ページに掲載いたしております歳入予算の補正におきまして、「国庫支出金」と借入金であります「市債」について所要の補正を行うとともに、議案書13ページに掲載いたしておりますが、いずれも大規模な改修整備事業となりますことから、年度内での事業完了が困難であり、あらかじめ事業の年度間繰越の手続きを行う必要があることから、繰越明許費の設定を行うものであります。

議案書の11ページにお戻りください。

中段に掲載いたしております「社会教育費」、「社会教育総務費」に係る2023万9千円の追加補正であります。これは、生涯学習課、人権教育課、図書館及び文化スポーツ課に配属されている職員に係る人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等によるものであります。

教育政策課の所管事務に係る補正予算の説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 次に、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長 学校給食課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書12ページをお願いいたします。

一番上の欄の「保健体育費」、「学校給食費」における、「職員給与費等」1660万円の増額は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等に伴うものでございます。

その下の欄、「単独校管理運営事業費」、292万1千円の減額は、本年4月からの大津島小学校休校による年間事業費の確定見込に伴う減額補正でございます。

次に14ページをお願いいたします。

事項の一番下の段、「(仮称)西部地区学校給食センター整備運営PFIアドバイザー業務委託料」に係る債務負担行為補正の追加でございます。

「(仮称)西部地区学校給食センター」の施設整備につきましては、現行の徳山西及び新南陽学校給食センターを統合し、計画食数4000食の新たなセンターとして、遅くとも平成32年度4月の供用開始を目指して進めているところですが、この整備・運営手法には、「PFI方式(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」という、公共施設の設計、建設、維持管理から運営までを民間事業者の資金、経営能力、技術的能力を活用して一括発注する手法も併せて検討し、この度、PFI方式の導入可能性調査について、委託したコンサルタント会社から調査結果の報告を受けました。

この調査結果では、設計建設の2年間と完成後15年間の給食調理配送業務等の総事業費について、PFI方式で整備運営する場合は合計で約51億6千万円、従来の市が直接施工

し整備する方式では約54億4000万円と試算され、PFI方式の方が額にして約2億8千万円、率にして約5.5パーセントの財政負担削減効果があるとの報告でありました。

これを受け、本市といたしましては、より効果的・効率的な新センターの整備運営が可能となるPFI方式によって進めていく方針を決定し、まずは、この度の12月補正予算におきまして、PFI事業全般に関するアドバイザーをコンサルタント会社に委託する事業費を予算要求させていただくものでございます。

具体的には、平成29年度始めに公表予定の実施方針や入札公告資料の作成、また事業者選定に係る審査委員会の運営や契約事務に関して法務、金融経済、技術等のアドバイスをいただくもので、先行事例の多くで外部アドバイザーの支援を受けて実施しています。

また、期間につきましては、契約準備行為期間を要しますことから、平成28年度から平成29年度までとしております。

予算額は2499万2千円で、12月補正予算成立後、業者の選定をする予定といたしております。

なお、15ページの調書につきましては、平成28年度からの期間設定ということで前年度末までの支出見込額はございません。

どうぞ、よろしく願いいたします。

教育長 続いて、中央図書館から説明をお願いします。

中央図書館長 中央図書館に係る補正予算について、ご説明申し上げます。

14ページから15ページをご覧ください。

今回の2件の補正予算は、現在徳山駅前に建設中の周南市立徳山駅前図書館の開館準備事業に係る経費及び徳山駅前図書館の開館に伴います図書館システムの機器導入と現行図書館システムのバージョンアップ等を含む図書館システム使用料につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

現在、徳山駅前に建設中の「徳山駅前賑わい交流施設」につきましては、平成29年9月15日の竣工を目指して工事を進めておりましたが、工事が遅れていることから、平成30年2月1日の開館を目指して準備を進めているところでございます。

最初に、徳山駅前図書館開館準備事業についてですが、平成28年度から平成29年度までの期間につきまして、2億5500万円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

主な内容といたしましては、6万冊の図書の選書・購入・図書整備及び排架、返却BOXやブックカート等の備品購入、賑わい交流施設のホームページ制作、館内パンフレットの製作、開館までの施設維持管理費などとして、2億5500万円を見込んでおり、指定管理者に随意契約を考えております。

次に、図書館システム使用料についてですが、平成28年度から平成36年度までの期間につきまして、1億1949万5千円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

図書館システム使用料の内訳につきましては、ハードウェアとして、サーバ、端末・プリンタ、自動貸出機3台、セキュリティゲート11台等、ソフトウェアとして図書館システムバージョンアップ、図書館ホームページ作成、館内OPAC（検索用タブレット）構築等でございます。

発注方法といたしましては、現行システムのシステム開発者及び信販会社との随意契約で、

7年リースを予定しております。

中央図書館の所管事務に係る補正予算要求につきましては以上でございます。

教育長 何か、質問はございませんか。

片山委員 直接、今回の予算についてはではないのですが、テレビで震災のあったところの避難場所が体育館で、天井にあるライトが落ちるとい状況が見られて結局、使用できなくなったと報道していました。

今回の工事の中にも、吊り天井が含まれていましたのでおそらく工事されると思うのですが、このほかにもこうした状況にある体育館は、他にもまだあるのですか。

教育長 そうですね。耐震工事を行った際に、あわせて体育館の修理工事も行っていますが、残りの状況と、今後どのように取り組むか、教育政策課から説明してもらいましょう。

教育政策課長 耐震改修の際、耐震性の無い体育館に関しまして、いわゆる吊り天井、照明の落下、バスケットボールボードの落下でありますとか、一緒に改修工事に取り組んで、授業に何度も迷惑が出ることがないように、合体施工で進めてまいりました。その以前も、芸予地震で何件か学校の中の天井が一部剥落した箇所がありましたので、そちらの学校の方の整備は、既に終わっておりまして、現在、休校中の学校を除いて、あと6校残っている状況です。

今年度の国の補正予算の関係で、来年度、実施を予定しておりました湯野小学校と大河内小学校の体育館を着手させていただき、残りの4校につきましては、2校ずつ計画をしておりましたが、市長、教育長の強い意向で次年度に、残り4棟全部に取り組むことはできないかということで、次年度の予算要求で頑張っているところです。できましたら、早くに耐震化を進めていきたいと考えております。

大野委員 これは、予算とは関係ございませんが、図書館の方でTカードを使えるようにとありましたが、国の方でマイナンバーカードを導入して、図書館の方でも全市的に使えるようにという話もあったみたいなのですが、そのあたりはこれからどのように話がされるのですか。

中央図書館長 今回の議会の一般質問の中でも、質問が出ておりまして、マイナンバーカードについては来年の夏くらいから、総務省の方が実証事業として取り組みたいと話が来ております。

まだ、具体的なものは何も示されておりませんが、先日も総務省の方から運用しているメーカーが、導入した場合に対応できるかどうかという調査が最近来ておりまして、総務省が進めているマイナンバーカードの実現に向けて、取組もうとしている状況なのかなと思っています。

実際、市内のマイナンバーカードの申請状況を見ますと、市民の約10%が申請されている状況のようでございます。全国的にもそのくらいの割合のようで、まだまだ普及が進んでないようですが、マイナンバーカードの普及状況は注視していきたいと考えています。

一方、進めておりますTカードを図書カードにということにつきましては、Tカードは市民の54%が持っていらっしゃる状況で、これを図書カードとして使えるようになると、賑わい交流施設の中で、BOOK&CAFE 両方で使えて、図書カードとしてもTカードが使えると施設内が1枚のカードで使えるということで、利便性が上がるということと多くの方が持っておられるTカードを図書カードとして使うということによって、今まで図書館に来られたことがない方が、図書館に行ってみようというきっかけづくりになるのではと考えております。全国的にも6500万人の方が持っていらっしゃるようなので、全国的にも2人に1人が持っていらっしゃる状況なので、特に駅前に図書館を造ることなので、市外、県外の多くの方が来館されるのではないかと予想されますので、Tカードを導

入することで利便性が向上して、来館者が増えるのではないかと考えています。

教育長 そうしたことから、Tカードを導入して、多くのお客様をお迎えしたいと考えています。ただいま、2人に1人という話がありましたが、これは赤ちゃんから高齢者まで含んだ数字ですので、これを使われるという年代層でいえば、もっと多くの方の期待がありますし、マイナンバーカードの方は、これからというところで今後どのように推移する分らない状況ですので、これをメインにした計画は立てづらい状況です。

他に何か質問がございますか。

池永委員 トイレの改修についてですが、耐震工事に併せてかなりトイレの改修をされて洋式化も進んでいると思うのですが、先日、報道で山口県はかなり悪い状況で、周南市は統計が出ているのですか。

教育政策課長 トイレの洋式化につきましては、全国平均で43%程度で、山口県が26%程度、周南市は31%で、県平均は上回っていますが、まだまだといった状況です。

今回の補正予算で、2校ほど着手させていただきたいと考えております。

27年度に耐震改修を実施するにあたり、22校の学校を単年度に行いましたので、業者の対応が無く、入札が思うように進まなかった状況がありました。

特にトイレ等の設備の業者さんの確保が困難な状況で、何件か入札不調になりましたので、実はトイレ改修を先延ばしさせていただいて耐震工事のみで進めさせていただいて、27年度に耐震化100%を達成した状況です。

今回の2校は、その該当のところですので、1日でも早い着工になるよう今回の補正で計上させていただいたところです。

今後、トイレの改修に関しましては、年次計画で進めていけるよう財政部局とも協議を重ねているところです。

基本的には各トイレ1箇所だけ和式を残して、その他は洋式化を図っていきたいと考えています。

教育長 それでは、議案第21号を決定します。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。

それでは、以上で、「平成28年第11回教育委員会」を終了します。

署名委員

松田 敬子 委員 _____

大野 泰生 委員 _____